

漁船保険振興事業資金の有効活用について(水産庁長官宛て)

有効活用されていない額(支出) 47億円

1 漁船保険振興事業資金の概要等

(1) 漁船損害等補償制度等

全国に45組合ある漁船保険組合（以下「組合」という。）は、普通保険事業、特殊保険事業等の漁船保険事業等を実施している。また、漁船保険中央会（以下「中央会」という。）は、組合が行う普通保険事業等に対する再保険事業を実施している。そして、水産庁は、特殊保険事業等に対する再保険事業のほか、中央会が行う再保険事業に対する再保険事業を漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（以下「特別会計」という。）を設置して実施している。

(2) 漁船保険振興事業資金の概要

水産庁は、昭和41年度及び48年度に、漁船保険事業の健全な発達を図るため、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和41年法律第46号）等に基づき、特別会計に積み立てられた剰余金から、それぞれ12億円、35億円、計47億円の交付金を中央会に交付している。そして、中央会は、漁船保険振興事業実施要領（昭和48年48水漁第4982号農林事務次官通知）に基づき、当該交付金を漁船保険振興事業資金（以下「振興資金」という。）として設置造成し、その運用益により各種の助成事業等（以下、これらの事業を「漁船保険振興事業」という。）を実施しており、平成22、23両年度においては、漁船保険推進対策事業、無事故漁船報償事業及び海難防止助成事業を実施している。振興資金の資金保有額は、24年度末では47億0246万余円となっている。

(3) 東日本大震災に係る特別会計の漁船普通保険勘定への財政援助の概要

水産庁は、23年度に、東日本大震災による特別会計の漁船普通保険勘定の支払財源の不足に充てるため、一般会計から650億余円を繰り入れている。当該繰入金については、特別会計の同勘定において決算上の剰余を生じた場合には、当該繰入金に相当する金額に達するまで、一般会計に繰り入れなければならないこととなっている。

2 本院の検査結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 振興資金の運用益及び漁船保険振興事業の事業費の状況

昭和49年度には3億6205万余円あった運用益は、その後金利の低下とともに大きく減少し、平成22年度には7093万余円、23年度には7057万余円とピーク時の約5分の1にまで減少している。

また、年度ごとの漁船保険振興事業の事業費（以下「振興事業費」という。）をみると、昭和55年度の3億6057万余円をピークに、平成22年度には6970万余円、23年度には6983万余円と、運用益の減少に伴ってピーク時の約5分の1にまで大きく減少している。なお、水産庁が中央会に交付した計47億円は、上記23年度の振興事業費6983万余円の約67年分に相当することになる。

(2) 漁船保険振興事業の実施状況

ア 漁船保険推進対策事業は、中央会が、漁船保険事務研修事業等を行う組合に対して、事業に要する経費を助成する事業である。そして、漁船保険推進対策事業の助成の対象となる全体の事業費は、22年度1億0598万余円（助成額4223万余円）、23年度9901万余円（助成額4470万余円）となっている。

漁船保険事務研修事業は、漁業協同組合の役職員等に漁船保険事務に関する知識を周知するた

めに、組合が研修会を開催するものであり、その事業費は、22年度4912万余円、23年度4408万余円となっている。そして、22、23両年度における同事業の実施状況についてみると、それぞれ42の組合において、温泉旅館等に宿泊し、研修後に懇親会を行っているなどして、漁船保険事務研修事業に必要とは認められない経費22年度4212万余円、23年度3874万余円を事業費に含めていた。

イ 無事故漁船報償事業は、中央会が、3年間無事故であった普通保険の加入者に対して、組合を通じて報償金を交付する事業である。そして、同事業による報償金の交付額は、昭和58年度には2億2847万余円とピークに達したが、その後運用益の減少に伴って減少してきており、平成22年度には2647万余円、23年度には2412万余円とピーク時の約10分の1となっている。

一方、無事故漁船報償事業とは別に、29の組合が、22、23両年度において、3年間無事故であった普通保険の加入者等に対して、各組合において生じた普通保険事業等の剰余金の一部を無事戻金として払い戻しており、また、中央会は、11年度以降、一定期間継続して無事故である普通保険の加入者に対して、一定の割引率により保険料を割引する制度を設けていて、類似の制度が整備されている状況となっていた。

ウ 海難防止助成事業は、効果的な漁船の海難救助に資するため、中央会が、公益社団法人日本水難救済会が行う海難救助事業に対して助成する事業である。そして、同事業による助成額は、昭和51年度には4146万余円とピークに達し、その後大きく減少したことから、平成13年度に灯光器や浮標灯等の事故防止施設の設置を対象とした助成が休止された。その後は、同会が行う漁船の救助活動に要する経費の一部を助成する事業のみが行われている。そして、近年の助成実績をみると、22年度には漁船の救助活動に要する経費1012万余円に対して助成額100万円（助成率9.87％）、23年度には同経費1206万余円に対して助成額100万円（助成率8.28％）となっていて、経費のごく一部を賄っているに過ぎない状況となっていた。なお、事故防止施設への助成は、11年度以降、中央会が振興資金とは別の自己資金を原資として行う漁船事故防止施設設置等事業として実施されている。

漁船保険振興事業において、運用益の減少に伴い、振興事業費が大きく減少する中で、多くの組合が研修会を開催するのに必要とは認められない経費を助成の対象となる事業費に含めていたり、類似の制度が整備されていることなどから事業の意義が低下していたり、助成額が著しく減少して経費のごく一部を賄っているに過ぎなかったりなどしていることから、運用型の基金事業として実施する必然性が乏しい状況となっているのに、振興資金に多額の資金が保有されている事態は、貴重な財政資金が有効に活用されていないため適切ではなく、改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

国費を投じて造成された基金等については、貴重な財政資金が投じられていることに鑑み、社会経済情勢の変化等に応じて、基金等やその運用益を使用して行う事業の見直しを適時適切に行うとともに、基金等の規模の見直しや不要な基金等の国庫返納等を検討することが求められている。

については、水産庁において、漁船保険振興事業、振興資金及び特別会計の現状を踏まえ、漁船保険振興事業については各事業の廃止も含めて検討するなど従来の事業の在り方を抜本的に見直すことにより振興資金を有効に活用するための方策を検討するとともに、有効活用が図られない振興資金については特別会計に返還させるなどして、財政資金の有効活用を図るよう意見を表示する。